

通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)
利用約款

医療法人社団 巖会

介護老人保健施設 メディケア 51

第1条 (約款の目的)

介護老人保健施設メディケア 51 (以下「当施設」という) は、要介護状態 (介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態) と認定された利用者 (以下単に「利用者」という) に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者 (以下「扶養者」という) は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

- 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書を当施設に提出したのち、2019年4月1日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2の改定が行われぬ限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) を利用することができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス (介護予防サービス) 計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス (介護予防サービス) 計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

第4条 (当施設からの解除)

当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) サービスの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) サービスの提供を越えると判断された場合
- ④利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

第5条 (利用料金)

- 1 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙利用料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日前後に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を翌月の1日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 利用料の支払について保証を求めるに当たっては、サービス態様と利用状況その他の事情を勘案して保証極度額を5万円と定めます。

第6条 (記録)

- 1 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。（診療録については、5年間保管します）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第7条 (身体の拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

第8条 (秘密の保持及び個人情報の保護)

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

- ③利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ④生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ⑤利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第9条 （緊急時の対応）

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第10条 （事故発生時の対応）

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じません。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 4 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
- 5 上記の措置を適切に実施し、リスクマネジメントをするために安全対策担当者を設置します

第11条 （高齢者虐待防止の推進）

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 2 虐待の防止のための指針を定めます。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。

第12条 （要望又は苦情等の申出）

- 1 利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

2 行政機関、その他苦情受付機関について

・千葉県国民健康保険団体連合会

〒263-8566 千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号介護保険課 苦情処理係
電話番号：043-254-7428

・市原市役所

〒290-8501 千葉県市原市国分寺台中央 1 丁目 1 番地 1
国保関係：国民健康保険課 電話：0436-23-9804
介護関係：高齢者支援課 電話：0436-23-9873

第 13 条 (賠償責任)

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第 14 条 (利用契約に定めのない事項)

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

附則

第 15 条 (施行)

本規則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

本規則は、2021 年 4 月 1 日から改定版を施行する。